

匝瑛市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月7日
匝瑛市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

匝瑛市においては、平地と丘陵部が混在しており、それぞれの地域によって利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、丘陵部では谷津田が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生の防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、匝瑛市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年3月)	5,190 ha	137 ha	2.64%
3年後の目標 (平成33年3月)	5,160 ha	122 ha	2.36%
目 標 (平成36年3月)	5,130 ha	107 ha	2.09%

【目標設定の考え方】

年間5haの解消を目標とし、平成35年度までに30haを解消することを目標とする。

(2)遊休農地解消に向けた具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

担当地区別に農業委員と推進委員による調査班を編成し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査を実施し、遊休農地として判断された農地は、同法第32条第1項の規定による利用意向調査を通じて所有者の意向を把握し、同法第34条に基づく農地の利用調整を行う。

なお、従来から行っていた農地パトロールの中で違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず適宜実施する。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

「農地として再生困難である」（荒廃農地調査のB分類）と区分した農地については、現状に応じて非農地として判断を行う。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年3月)	5,190 ha	956 ha	18.4%
3年後の目標 (平成33年3月)	5,160 ha	1,652 ha	32.0%
目 標 (平成36年3月)	5,130 ha	2,617 ha	51.0%

【目標設定の考え方】

平成26年3月策定の『千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針』の中で「概ね10年後に、県内全農用地の51%を担い手が利用することを目標とする。」とされていることから、県に準じて平成35年度までの集積率の目標を51%に設定した。

(2)担い手への農地の利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員と推進委員が農地の所有者と担い手の仲介役となり、農地中間管理機構を始めとした農地集積事業の普及・促進に努める。

3 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

	新規参入及び面積
目 標 (平成36年3月)	1 2 経営体 (6. 0 ha)

【目標設定の考え方】

「目標及びその達成に向けた活動計画」での単年度目標である「2経営体」を引き続き目標値として、平成35年度まで継続していく。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ①市、県、農業協同組合等の農業関係団体と連携し、就農希望者への農地情報提供や補助制度の紹介等サポート体制を整える。
- ②農業委員や推進委員の日常活動により、所有者情報と農地の現状把握を行うとともに、青年や女性、法人等、新たな担い手の掘り起こしを図っていく。